

**スポーツキャリアサポート支援事業における
アスリートの効果的なキャリア形成支援の在り方に関する基礎的調査研究
審 査 基 準**

1. 企画提案の採択方法

提案された企画について、本事業の趣旨等に照らし内容が優れているかどうか評価を行い、原則として最も得点の高い者から順番に予算の範囲内で採択する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

2. 審査方法

企画提案書は、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会で審査する。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

評価は、下記の評価項目について次の評価基準による絶対評価を行い、技術審査委員会の各委員が評価した得点の平均を当該提案団体の得点とする。ただし評価点の平均が24点に満たない場合は不合格とする。

[評価基準]

大変優れている＝5点　優れている＝4点　普通＝3点　やや劣っている＝2点　劣っている＝1点

「事業実施主体」に関する評価項目[5×3＝15点]

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (3) 事業実施メンバーが当該分野及び関連分野に関する知識・知見を持っていること。

「事業内容」に関する評価項目[5×5＝25点]

- (1) 公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業のスケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (3) 調査の方法が具体的かつ適切であり、かつ成果が期待できること。
- (4) 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされていること。
- (5) 妥当な経費が計上されていること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.8点
- ・認定段階3＝1.2点

- ・ プラチナえるぼし認定企業＝2.2 点
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.16 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・ 旧くるみん認定＝0.4 点
- ・ 新くるみん認定＝0.6 点
- ・ プラチナくるみん認定＝0.8 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ ユースエール認定＝0.8 点

○上記に該当する認定等を有しない＝0 点